

## 中部運輸局 交通政策部

平成30年5月29日 定例記者懇談会発表



公共交通の先進的な取組を  
支援等しています

[http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/minpro\\_ex/](http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/minpro_ex/)

中部運輸局 交通政策部 交通企画課

担当： 四辻、神戸、内藤

TEL 052-952-8006

## 中部発！バス停の設置等に関するリーフレットを公表 — 自治体・住民が知っておきたいバス停の「いろは」 —

バス停は最も身近な地域公共交通施設の一つであり、自治体が運営する公共交通会議などにおいて議題に挙がることも多く、また、住民が議論に参加しやすい一面を持っています。しかしながら、バス停の設置等に関する法令や基準、実務的な手順が広く共有できておらず、協議が難航したり、手戻りが発生するケースもあります。

そこで中部運輸局では、管内自治体へのアンケート等を実施し、バス停に関する議論の現状を調査しました。加えて、そこから得られた情報を基に、バス停を議論する上で留意すべき点や必要な手順などをまとめたリーフレットを自治体や住民向けに作成し、ホームページに公表しました。

例えば、円滑な調整を行うための具体的な留意点として、

- ・道路管理者や警察などとの調整に加えて地元住民との事前調整を実施すること
- ・会議に先立って沿道住民等との個別の調整を実施すること

などを挙げています。

中部運輸局では、今回作成したリーフレットの公表をはじめとし、公共交通会議などの場を活かして、バス停に関する議論がより活発に、より円滑に進められるよう、今後も取組を進めて参ります。

リーフレット及び調査報告書は下記のURLから閲覧可能です。ぜひ一度、ご覧下さい。

◆ リーフレット (pdf・4.9Mb)

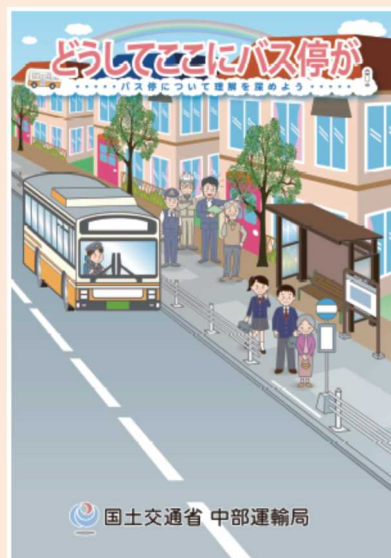
[http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/bus\\_stop\\_leaflet.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/bus_stop_leaflet.pdf)

◆ 調査報告書 (pdf・3.7Mb)

[http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/bus\\_stop\\_report.pdf](http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/pdf/keikaku/bus_stop_report.pdf)

◇ 地域公共交通全般に関する情報はこちら

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/tsukuro/index.html>



## ではどうすればよいのでしょうか

### ①自治体担当者に持ちかけ

最近、高齢者が増えてきて、足腰も弱いもんで、町内にもう一つバス停が欲しいんじやよ。

町内会長

必要性があるというだけで、バス停ができるわけではありません。ではバス停設置までの流れを見てみましょう。



### ②まずは関係者間で相談

みどり町会で、ここにバス停を置きたいんだそうです。

まずは現場にいきましょう。



### ③関係者が現場に集まって議論

ガードパイプが気になるなあ？

ここにバスを停めて安全性が確保できるかな？

道路管理者

バス運行事業者担当者

交通管理者(警察)

この空き地を使えば上手く行きそうだけど、誰の所有ですか？

市町村担当者

田中さん家ですね。

町内会長



### ④個別の調整も不可欠

家の前にバス停があると覗かれたり、雨宿りされなにか心配だわ。

お宅が見通せないような上屋を作って待合環境を整えます



市町村担当者

わかりました。ここ使ってもいいですよ。



### ⑤承認を受けていざ申請

...ということで、町内に新しくバス停を作ろうと思います。地権者の方との交渉もできています。

異議なし

市町村担当者

異議なし



申請の許可をお願いします。

バス運行事業者担当者

地域公共交通会議に与えられる特権は、道路運送法の中だけであり、関係法令の基準が下がるものではありません。道路管理者・交通管理者それぞれに手続きが必要です。

### ⑥できたあとが肝心

よし、念願のバス停ができたぞ。これをみんなでしっかり守っていかねばいけな。

